

保 介 第 710 号
平成 30 年 7 月 13 日

介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 施設長 様
地域包括支援センター 管理者 様

保健福祉局高齢社会部介護保険課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る対応について

日頃から、福岡市介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省老健局から事務連絡がありましたので、貴事業所の職員の皆様にご周知のうえ対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、新たに事務連絡が届きましたら必要に応じて随時ご連絡いたします。

記

1 概 要

(1) 被保険者証の提示等について

被災された方が被保険者証等を消失したり、家屋に残したまま避難していることにより、被保険者証等の提示ができない場合でも、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることでサービスを利用することができます。

また、要介護認定（要支援認定を含む）については、通知のとおりの取扱いとします。

〔別添 1：平成 30 年 7 月 12 日付事務連絡「平成 30 年度台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について」〕

(2) 介護報酬等の請求等の取扱いについて

被保険者証等を介護サービス事業所等に提示せずにサービスを利用した方に係る請求手順等について

〔別添 2：平成 30 年 7 月 9 日付事務連絡「平成 30 年（2018 年）台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」〕

(3) 避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて

緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととされており、この取扱いを行う場合は、事前に下記までご連絡ください。

別添3：平成30年7月10日付事務連絡「平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて」

(4) 要介護者・要援護者高齢者等への対応について

別添4：平成30年7月12日付事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について」
別添5：平成30年7月10日付事務連絡「平成30年7月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について」

2 通知等掲示場所

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>事業者の方へ>お知らせ>介護保険事業者等への通知関係

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kaigohoken/health/00/05/5-010101.html>

【連絡先】

保健福祉局 高齢社会部 介護保険課
保険給付係 TEL：092-733-5452
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319